

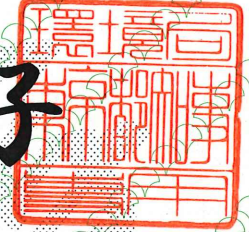
産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都葛飾区東立石三丁目 5 番 1 号

氏名 高嶺清掃株式会社
代表取締役 武笠 智行第 1 4 条第 6 項
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 1 4 条の 2 第 1 項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 4 年 8 月 2 2 日

許可の有効年月日 令和 9 年 8 月 2 1 日

1 事業の範囲

- (1) 業の区分 : 中間処理
- (2) 中間処理の方法と処分する産業廃棄物の種類
- ア 破碎 : 汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 (以上 6 種類)
- イ 圧縮 : 金属くず (空き缶に限る。) (以上 1 種類)
- ウ 圧縮・梱包 : 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (以上 7 種類)
- エ 溶融 : 廃プラスチック類 (発泡スチロールに限る。) (以上 1 種類)

2 事業の用に供する施設（施設詳細は裏面のとおり）

施設所在地

- (1) 東京都葛飾区東立石三丁目 5 番 1 号

3 許可の条件

- (1) 作業時間は、原則として 8 時から 1 7 時までのうち 8 時間とすること。
- (2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (3) 中間処理は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 9 年 8 月 22 日 新規許可

令和 4 年 8 月 22 日 更新許可 第 5 回

令和 7 年 3 月 3 日 変更許可 破碎品目の追加（汚泥、繊維くず、がれき類）

5 規則第 10 条の 4 第 7 項の規定による許可証の提出の有無 無

（裏面あり）

(裏面)

2 事業の用に供する施設

(1) 東京都葛飾区東立石三丁目 5 番 1 号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
破 砕	廃プラスチック類	4.80 (t/日)	4.64 (t/日)	令和6年 9月10日	-----	-----
	紙くず	4.32 (t/日)				
	木くず	4.79 (t/日)				
	繊維くず	4.64 (t/日)				
	ゴムくず	3.51 (t/日)				
	金属くず	4.15 (t/日)				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	5.11 (t/日)				
	がれき類	4.80 (t/日)				
破 砕	金属くず(乾電池に限る。)	-----	3.10 (t/日)	令和6年 9月10日	-----	-----
破砕分離	汚泥	-----	-----	-----	-----	-----
圧 縮	金属くず (空き缶に限る。)	3.60 (t/日)	-----	平成9年 5月10日	-----	-----
圧縮・梱包	廃プラスチック類	16.2 (t/日)	24.5 (t/日)	令和3年 11月6日	-----	-----
	紙くず	22.6 (t/日)				
	木くず	-----				
	繊維くず	28.2 (t/日)				
	ゴムくず	50.9 (t/日)				
	金属くず	50.9 (t/日)				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	-----				
溶 融	廃プラスチック類 (発泡スチロールに限る。)	0.186(t/日)	-----	令和元年 9月26日	-----	-----

(以下余白)